

2024年 東京大学 内部選考出願のしおり

はじめに、ここで対象となる学生は**学部3年生以上と大学院学生**(学年、課程は2024年4月時点)です。**教養学部前期課程の新1,2年生と留学生は対象とはなりません。**

教養学部前期課程の1,2年生(2024年4月時点の学年)は、教養学部のページをご確認ください。

<https://www.c.u-tokyo.ac.jp/campuslife/scholarship/koekihojin/index.html>

留学生は、所属する学部・研究科等にお問い合わせください。

https://www.u-tokyo.ac.jp/en/current-students/international_offices.html

留学にあたって奨学金が必要な学生は、海外留学情報(GO GLOBAL WEBSITE)をご覧ください。

※内部選考を行う奨学金では、留学時の渡航費、生活費を支援する奨学金は案内していません。

<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/go-global/ja/index.html>

内部選考を行う奨学金の情報については、全て次のURLのページに掲載しています。

https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h02_02_01.html

内部選考を行う奨学金以外の奨学金情報は、奨学制度インデックスのページから確認できます。

<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h02.html>

学部、学科、研究科、専攻等において、上記とは別に奨学金を募集している場合もありますので、ご所属の部局の掲示等もぜひ一度ご確認ください。

目次

- 1 [内部選考を行う奨学金とは](#)
- 2 [出願資格](#)
- 3 [注意事項](#)
- 4 [選考について](#)
- 5 [出願から採用までの流れ](#)
- 6 [出願書類一覧](#)
- 7 [提出先](#)
- 8 [問合せ先](#)

1 内部選考を行う奨学金とは

内部選考を行う奨学金とは、民間団体(企業や個人の出資により設立された財団法人等)の奨学金のうち、学内での選考(内部選考)に通過した学生のみが団体に出願できる奨学金です。その多くは指定校制となっています。

2023年は給付奨学金のみで、約35団体に95人(学部3年生以上と大学院学生)を推薦しました。

2 出願資格

次の8点を全て満たす学生に出願資格があります。

- ・人物、学業とも優れており、経済的支援を必要としていること。
- ・(標準)修業年限で卒業または修了できる見込みがあること。
- ・少なくとも2024年4月から2025年3月までの期間、本学に在学予定であること。※1
- ・内部選考で出願する奨学金以外で、他の奨学金との併給(重複受給)を認めていない奨学金や経済支援に出願または受給(受給予定を含む。)をしていないこと。※2
- ・他の奨学金や経済支援との併給を認めていない内部選考を行う奨学金に出願する場合には、該当する他の奨学金や経済支援に出願していないこと。※3※4
- ・奨学生として採用された場合に、奨学生の義務を果たせること。
- ・2024年の内部選考を行う奨学金において内部選考を通過したことがないこと。※5
- ・日本国籍を有すること、または、外国籍であって在留資格が法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者のいずれかであること。

※1 2025年2月以前に卒業、修了する予定、または、2024年度中に退学、休学、在学延長する予定の場合は、出願資格はありません。2024年4月入学者は3月中に締切を迎える内部選考にも出願できます。

※2 内部選考を通過し、大学推薦を得て奨学金に出願した後に、他の奨学金や経済支援への採用を理由とした選考辞退および採用年度内の採用辞退することは原則として認めません。国際卓越大学院教育プログラム(WINGS)等の年度途中で支給を開始することのある経済支援に申請する可能性がある場合は、併給可の奨学金のみに出願するようにしてください。

※3 「他の奨学金や経済支援」に、日本学生支援機構の奨学金(給付・貸与)、授業料免除は含みません。採用となった場合に辞退等が必要なときには、採用時に手続方法をご案内します。

※4 内部選考を行う奨学金の出願においては併給不可のものと併給可のものを併願できます。
なお、2025年4月以降に支給が開始する経済支援(日本学術振興会特別研究員(DC)等)への応募については、問題ありません。(両方とも採用となった場合には、2025年3月で奨学金を辞退していただくことがあります。)

※5 内部選考通過連絡後に、それを受諾せず、(例えば、金額のより高い)その後の内部選考を行う奨学金に出願することはできません。ただし、大学から推薦したものの不採用だった場合や家計が急変した場合には、再出願を認めることがあります。

3 注意事項

(1) 奨学生の義務について

民間団体の奨学金に採用となった場合、多くの団体で次のような奨学生の義務が課されます。

奨学生の義務の例

- ・ 学期末や年度末の生活状況報告書、研究成果報告書および成績証明書の提出
- ・ 奨学金受領書の提出
- ・ 奨学会の会報誌への寄稿
- ・ 奨学生採用式や奨学生修了式への参加
- ・ 奨学生交流会への参加
- ・ 奨学会の担当者との面談
- ・ 留学、休学、退学などの異動時の報告

募集時に奨学生の義務の詳細を案内されている場合は、募集掲示に明記していますが、記載が無い場合も上記のような義務は一般に課されます。奨学生採用式、交流会等のイベントはオンラインではなく、対面で開催されますので、対面で参加できることを前提に内部選考に出願してください。ただし卒業、修了後の進路については一切の義務はありません。

奨学生の義務を果たさない場合、奨学金の停止や廃止となる場合があります。また、今後の本学からの推薦に影響が及ぶこともありますので、奨学生の義務を履行できる場合のみ出願してください。

(2) 健康診断について

民間団体への提出書類に健康診断結果証明書が含まれる場合があります。受診から証明書の発行まで時間がかかりますので、決められた時期に必ず健康診断を受けるようにしてください。

(3) 指導教員の推薦書について

多くの民間団体では出願者の学力や研究能力等を確認するため指導教員による推薦書を必須書類としています。学部学生でゼミや演習、研究室が決まっておらず指導教員が未定の場合には、講義を受けた教員に依頼してください。なお、内部選考出願時に推薦書が必要となることはありません。内部選考の通過連絡から民間団体への書類提出までは10日~20日程度と短期間ですのであらかじめご承知おきください。指導教員による推薦書の提出が難しい場合には、推薦書の提出が不要な奨学金に出願してください。

(4) 生計維持者の同意について

大学推薦時や採用時に民間団体に提出する書類に、団体の奨学金規程に同意するものとして父母等の署名や押印が求められることがありますので、ご了承ください。

4 選考について

内部選考では、出願資格を満たす出願者の中から相対的な評価によって選ばれます。そのため、家計、学業等に明確な基準はありませんが、参考までに問合せの多い項目である家計と学業について説明します。

(1) 家計について

生計維持者と本人の世帯全体の年間給与収入金額で800万円以下、または給与所得以外の年間所得金額で392万円以下であることが上限の目安となります。この目安を超える場合は内部選考を通過する見込みは低いので、学資の準備に当たっては他の方法も含め広くご検討ください。

※生計維持者の定義は、原則として父母です。死別している場合や、父母が離婚し生計が別である場合には父または母とします。ほとんどの民間団体が、選考において生計維持者の経済状況を選考対象とするため、社会人経験がある場合や日本学術振興会特別研究員等の場合で、実質的に独力で生計を営んでいるとしても、独立生計での選考は行いません。

(2) 学業について

(標準)修業年限で卒業または修了できる見込みがあることは必要ですが、出願に当たってのGPA等の制限は設けていません。奨学金によっては、個別に目安となる成績基準(主に優以上の単位数の割合)を設けることがあり、この場合は募集掲示に記載しています。募集掲示に成績基準が明記されている場合は、その基準を満たしている場合のみ出願できます。

(3) その他の注意事項

次のいずれかに該当する場合は、他の候補者が優先されます。出願資格は無くなりませんが、内部選考を通過する見込みは低いものとしてお考えください。

- ・ 2023年以前の内部選考を行う奨学金、東京大学独自の奨学金または、これらに準じる奨学金に採用されており、その奨学金が2024年4月も継続する、または継続応募できる場合
- ・ 2024年4月時点で在籍している課程において、内部選考通過後もしくは採用後に辞退した、または、採用後に廃止となった場合

※このしおりにおいて、「2024年4月時点で在籍している課程」とは、学部(前期課程と後期課程を合わせたもの)、修士課程、専門職学位課程、博士課程のうち2024年4月に学籍があるものを指します。

また、内部選考は奨学金ごとに行いますので、単願の方が有利ということはありません。ただし、内部選考通過後に、それを受諾せず、(例えば、支給金額のより高い)内部選考を行う奨学金に引き続き出願することはできません。

補足 内部選考を行う奨学金以外の経済支援について

民間団体の奨学金においては内部選考を行う奨学金の他にも「直接応募の奨学金」や「その他の奨学金」があり、それぞれ選考基準は上記とは異なります。それ以外にも次のような奨学金等があります。

(1) 学部学生

日本学生支援機構の給付奨学金をご検討ください。これは給付奨学金と授業料減免がセットになっているもので、大学の推薦人数に上限はありません。日本学生支援機構の進学資金シミュレーターを使用することで採用のおおよその目安を知ることができます。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/shogakukin-simulator.html>

※進学資金シミュレーター>アンケートに回答>奨学金選択シミュレーション>給付奨学金シミュレーション(保護者の方向け)

※出願書類を確認し上記奨学金に採用される可能性がある場合には、連絡することがあります。

(2) 修士課程、専門職学位課程の学生

学部学生と異なり日本学生支援機構による給付奨学金はありませんが、第一種奨学金(無利子貸与型奨学金)と第二種奨学金(有利子貸与型奨学金)があります。

https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h02_01.html

大学院学生の場合、家計基準は学生本人の収入のみ(配偶者がいる場合は配偶者を含む。)によって判定されます。

第一種奨学金については、特に優れた業績による返還免除の制度がありますのでこちらもご検討ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/index.html>

機関保証制度を選択することで(連帯)保証人を用意できない場合にも申し込むことができます。

次に本学の博士課程への進学を目指している学生は国際卓越大学院教育プログラム(WINGS)もご検討ください。ここで案内している奨学金よりも手厚い経済支援を提供している場合があります。

<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/special-activities/wings.html>

※各プログラムについてはそれぞれのプログラムページをご確認ください。

※国際卓越大学院教育プログラム(WINGS)等に出願する場合は、その採用により民間団体の選考や採用を辞退することのないように十分に注意し、併給可の奨学金のみに出願するようにしてください。内部選考については内部選考通過連絡の前であればいつでも辞退できます。

5 出願から採用までの流れ

- (1)本学の内部選考への出願
- (2)内部選考通過
- (3)民間団体による選考
- (4)採用
- (参考)スケジュール例

(1)本学の内部選考への出願

内部選考を行う奨学金のページの掲示を確認してください。例年2月に募集開始し、主に3~5月に募集をしています。昨年は2月下旬に募集開始し、7月上旬に全ての内部選考が終了しました。民間団体からの募集依頼を受けてから掲示をしているため、掲示を更新する日時は決まっていますが、募集開始から出願締切までに少なくとも一度は土日を挟むようにしています。

「[2 出願資格](#)」と希望する奨学金の出願条件を満たしていることを確認したら、「[6 出願書類一覧](#)」を準備し、申込締切日の17時（又は都度指定した時刻）までに「[7 提出先](#)」にご提出ください。

出願条件を満たしているものであれば、複数の団体に出願することができます。ただし、その中の一つでも内部選考に通過した場合には、その後の内部選考には出願できませんので、よくご検討のうえご出願ください。

(2)内部選考通過

内部選考の申込締切日から1週間以内に内部選考通過者にのみ通過連絡のメールを送ります。通過しなかった学生には連絡はしません。通過連絡から10日~20日程度で民間団体提出用の願書を作成していただきます。

(3)民間団体による選考

民間団体による選考が行われます。面接が行われる場合もあり、面接に出席できないときには選考辞退扱いとなります。また、大学から推薦した場合であっても、必ず採用されるわけではありませんので、民間団体提出用の願書の作成と面接においては、入念な準備が求められます。

(4)採用

採否にかかわらず大学または民間団体から結果の連絡をします。奨学金振込口座の登録、誓約書の提出等の採用に係る手続があります。また、奨学生採用式といった式典が開催される場合には必ずご出席ください。

(参考)2023年内部選考通過者の採用までのスケジュール例

※内部選考通過後の日程は民間団体によって大きく異なりますのであくまで参考です。

- 3月24日 内部選考出願書類を準備し4つの奨学会に当日締切の内部選考に出願
- 4月3日 追加で3つの奨学会に出願
- 4月7日 民間奨学金担当から内部選考通過と民間団体出願書類作成についての連絡
※3月24日に出願したものは3月31日までに結果通知が来なかったことから内部選考に通過しなかったということとなります。
- 4月20日 指導教員の推薦書や申請書などの民間団体への出願書類を民間奨学金担当に提出
- 5月16日 民間団体から書類選考通過と面接選考の日程連絡
- 6月6日 民間団体による面接選考
- 6月20日 民間奨学金担当から採用の連絡
- 7月に奨学金の初回振込

6 出願書類一覧

次ページ以降(9~12ページ)の(1)~(5)が出願書類です。((5)は該当する場合のみ)
なお、次の4点は必ず提出していただく書類となります。

- ・ 内部選考用願書
- ・ 成績証明書(UTASのスクリーンショット可)
- ・ 本人の令和5年度(令和4年分)の(非)課税証明書
- ・ 生計維持者の令和5年度(令和4年分)の(非)課税証明書

※出願書類一般についての注意事項

- ・ 内部選考の出願書類について原本の提出は必要ありません。全て鮮明なコピーやスキャンで問題ありません。内部選考を通過した場合には、民間団体への出願書類として住民票の写し、課税(所得)証明書、成績証明書の原本等が必要となることがあります。
- ・ 指導教員の推薦書は内部選考出願時には必要ありません。
- ・ 出願書類に確認事項がある場合には、**メールまたは電話(03-5841-から始まる番号)で連絡することがありますので、ご対応ください**。メールの場合は、願書に記載されたメールアドレスや本学発行のアドレスだけでなく、UTASに登録されているアドレスに送ることもありますので必要に応じ、UTASの情報を更新しておいてください。
- ・ 出願内容に不備がある場合は、選考の対象とはなりません。また、不足書類のみ後で提出することはできませんので書類が間に合う締切の奨学金に出願するようにしてください。
※「(5)特別控除関係書類」については不備の対象とはせず後日送付を受け付けますが、事前にご連絡ください。
- ・ 出願書類の内容確認後、出願書類の他に選考において必要と思われる書類を別途請求する場合があります。追加提出に応じないときは不備扱いとなりますのでご協力ください。
- ・ 提出された書類は返却しません。

出願書類一覧

(1) **内部選考用願書** ※様式は内部選考を行う奨学金のページからダウンロードしてください。

願書の「出願する奨学会名」欄に記載した奨学金については、内部選考通過後に辞退し、(例えば、支給金額のより高い)内部選考を行う奨学金に引き続き出願することはできませんのでよく考えて出願する団体を記入してください。

3月31日以前に提出する場合には4月1日現在の状況を、4月以降に提出する場合には作成日現在の状況を記載してください。

奨学金等の出願状況や住所等について提出時から変更がある場合には申告が必要となりますので、願書の記載内容は提出後も確認できるようにしておくことを推奨します。

手書き、Wordの編集、PDF上への入力のいずれでも構いません。記述部分について、フォントサイズや枠の大きさは変更してかまいません。また、WordファイルをPDFに変換した際に文字や枠がずれても、読める範囲内であれば問題ありません。ただし、各ページが、そのページ内で必ず収まるようにし、必ず合計6ページとしてください。印刷して提出する場合、両面印刷により6ページを3枚にしてご提出ください。

学籍番号が未発表の場合、学部や研究科等に学籍番号を確認する必要はありません。

(2)成績証明書

ア 学部学生	1年生から最新のもの。
イ 修士、専門職課程の学生	1年生(法曹養成専攻既修2年含む。)は学部4年間のもの。 2年生以上は学部4年間に加え現課程の最新のもの。
ウ 博士課程の学生	1年生は修士課程のもの。 2年生以上は修士課程に加え現課程の最新のもの。

東京大学での成績については、UTASのスクリーンショットや成績通知でも構いません。UTASのスクリーンショットについては、科目名、評価(優、良等)、単位数の部分が映っているもの。

他大学等での成績については、成績通知等ではなく(電子)公印のある成績証明書をご提出ください。厳封とされている場合でも、開封しコピーやスキャンをして構いません。

3月時点での成績証明書に後期の成績が反映されていない場合であっても、最新の成績であれば問題ありません。また、成績証明書提出後に成績発表された科目がある場合であっても、4月以降に新たな成績証明書を追加提出する必要はありません。

高等専門学校(高専)から本学工学部に編入した場合の高専の成績証明書については、学部学生は提出が必要です。修士課程の学生は工学部編入後の成績証明書のみで構いません。ただし、内部選考通過後の民間団体への書類提出時は必要となることがあります。

高専で学士号を取得し修士課程に入学した場合は、学部4年間に相当する成績証明書(高専4,5年次と専攻科での成績)が必要です。

(3) 本人の昨年の所得関係書類 ※マイナンバーの記載のないもの。

対象者	提出書類
ア 申請者全員	令和5年度(令和4年分)の(非)課税証明書 ※市区町村によって証明書の名称が異なります。 ※ <u>アルバイト等をしておらず収入が無い場合にも提出が必要です。</u>
イ 給与収入があり、生計維持者の扶養から外れている場合	令和5年分の源泉徴収票 ※2023年中に転退職した場合も2023年1月から12月分の源泉徴収票を全てご提出ください。
ウ 確定申告をしており、生計維持者の扶養から外れている場合 ※給与所得者で確定申告をしている場合は確定申告書と源泉徴収票のどちらもご提出ください。	令和5年分確定申告書の控え ※受領印または受付日時・受付番号のあるもの。 ※第一表・第二表・収入内訳書(青色申告決算書)・第三表・所得の内訳書のうち確定申告で提出したものの全て。

令和5年度(令和4年分)の(非)課税証明書は、住民票のある市区町村区役所で発行するものです。自治体によって、「課税証明書」、「所得証明書」等名称は異なります。また、収入がない場合でも、「非課税証明書」が発行できますのでご提出ください。また、「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」等の住民税の決定通知、変更通知、納税通知等では代用できません。(非)課税証明書、所得証明書等の証明書として発行されているものをご提出ください。

イとウについては申請者本人が生計維持者の所得税法上の扶養控除の対象とならない場合のみ提出が必要となります。例えば、昨年の収入が給与のみの場合、年間の合計所得金額が48万円以下(給与収入であれば103万円以下)であればイとウは提出不要です。なお、扶養控除の対象となる場合に、イやウを提出したとしても不備扱いはしません。

なお、昨年の時点で生計維持者の所得税法上の扶養控除の対象とならない場合は、既に退職しており、今年から扶養に入る場合でもイやウの提出が必要です。

出願者本人に配偶者がいる場合は配偶者の所得関係書類も同様に提出したうえで、生計維持者(父母等)の所得関係書類もご提出ください。

(4) 生計維持者の昨年の所得関係書類 ※マイナンバーの記載のないもの。

対象者	提出書類
ア 生計維持者全員 ※生計維持者が2人で、うち一方が就労していない場合であっても2人分必要	令和5年度(令和4年分)の(非)課税証明書 ※市区町村によって証明書の名称が異なります。 ※扶養内訳、所得割額の項目を含むもので <u>2023年7月以降</u> に発行されているもの。
イ 給与収入がある場合	令和5年分の源泉徴収票 ※2023年中に転退職した場合も2023年1月から12月分の源泉徴収票を全てご提出ください。
ウ 確定申告をしている場合 ※給与所得者で確定申告をしている場合は確定申告書と源泉徴収票のどちらもご提出ください。	令和5年分確定申告書の控え ※受領印または受付日時・受付番号のあるもの。 ※第一表・第二表・収入内訳書(青色申告決算書)・第三表・所得の内訳書のうち確定申告で提出したものの全て。
エ 年金(老齢、厚生、遺族、障害等)を受給している場合	最新の年金振込通知書、最新の年金額改定通知書 または公的年金等の源泉徴収票 ※公的年金だけでなく企業年金等も受給している場合は受給している全てについて提出が必要です。
オ 雇用保険を受給している場合	雇用保険受給資格者証
カ <u>2022年12月以降</u> に退職し、かつその後再就職をしておらず無職である場合	退職日が確認できる証明書類 ※源泉徴収票の退職欄に○がついている場合、退職証明書は不要
キ 傷病手当金を受給している場合	傷病手当金支給決定通知書

生計維持者の定義は、原則として父母です。死別している場合や、父母が離婚し生計が別である場合は父または母とします。ほとんどの民間団体が、選考において生計維持者の経済状況を確認するため、社会人経験がある場合や日本学術振興会特別研究員等の場合で、実質的に独力で生計を営んでいるとしても、独立生計での選考は行いません。

令和5年度(令和4年分)の(非)課税証明書は生計維持者全員分をご提出ください。収入がない場合でも、「非課税証明書」が発行できますので、必ずご提出ください。また、課税証明書(所得証明書)は「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」等の住民税の決定通知、変更通知、納税通知等では代用できません。

イ~キについては、該当する書類を全て提出してください。なお、授業料免除や日本学生支援機構の奨学金申請で使用する年収見込証明書や無職・無収入申立書は提出書類として使用できません。2024年1月以降に休退職や転職をした場合にも2023年の所得関係書類のみ提出し、内部選考用願書の生計維持者の職業欄と家庭事情欄に転退職した旨を記載してください。

祖父母や兄弟姉妹の所得関係書類は(世帯の生計に貢献していたとしても)不要です。

(5)特別控除関係書類 ※該当者のみ提出すること

対象者	提出書類
ア 障がい者がいる世帯	障害者手帳等のコピー ※障がいの等級と対象者名が分かる部分
イ 2022年4月以降に生計維持者が亡くなった世帯	戸籍謄本(抄本)または死亡日が記載された住民票
ウ 2023年4月以降に火災、風水害等の被害を受けた世帯	罹災証明書または被災証明書
エ 生活保護を受給している世帯	保護決定(変更)通知書

上記の特別控除関係書類のみ出願締切日以降での提出も受け付けていますが、その場合は問合せ先メールアドレス宛に、いつまでに提出する予定かを出願締切日以前にメールでお知らせください。

(参考)提出書類の例について

例1 父:2023年3月に退職し無職、母:会社員、本人(修士1年):母の扶養の範囲内でアルバイト

- ①内部選考用願書 ③成績証明書(前期課程) ④成績証明書(後期課程)
 - ⑤父の(非)課税証明書 ⑥父の源泉徴収票(退職欄に○がついているもの。)
 - ⑦母の課税証明書 ⑧母の源泉徴収票 ⑨本人の非課税証明書
- ※成績証明書はUTASのスクリーンショット可

例2 父:会社員(年金があり、確定申告をしている)、母:無職

本人(学部3年):アルバイトしていない

- ①内部選考用願書 ③成績証明書(前期課程) ④成績証明書(後期課程)
 - ⑤父の課税証明書 ⑥父の源泉徴収票 ⑦父の確定申告書の控え ⑧父の年金振込通知書
 - ⑨母の非課税証明書 ⑩本人の非課税証明書
- ※成績証明書はUTASのスクリーンショット、成績通知でも可

例3 ひとり親世帯 母:会社員

本人(他大学卒修士2年):母の扶養から外れる収入があり確定申告をしている

- ①内部選考用願書 ③学部の成績証明書 ④修士課程の成績証明書
 - ⑤母の課税証明書 ⑥母の源泉徴収票 ⑦本人の課税証明書 ⑧本人の源泉徴収票
 - ⑨本人の確定申告書の控え
- ※修士課程の成績証明書はUTASのスクリーンショット可

7 提出先

提出方法はアップロードによる提出、窓口提出、郵送による提出のいずれでも構いません。締切時間は提出方法にかかわらず17時（個別に募集掲示で指定している場合はその時間）です。なお、指示がある場合を除きメールでの提出は認めません。

※各提出先に記載している注意点が守られていない場合、選考対象外となることがあります。

アップロード提出先

内部選考を行う奨学金のページからFormsを通じてご提出ください。ただしUTokyo Accountの認証が必要です。出願日時時点でUTokyo Accountが発行されていない場合には、窓口提出か郵送による提出のみとなります。

注意点

- (1)アップロード提出で受け付けるのはPDFファイル1点のみです。出願書類の全てを1つのPDFファイルにまとめて提出してください。出願票や内部選考用願書のPDFと紙の書類をスキャンしたPDFを別々にアップロードすることは認めません。
- (2)紙の書類についてはスキャンではなく撮影した画像データをPDF化したものでも構いません。ただし、写真の場合、書類全体を鮮明かつ折り目なく(立体的にせず)映してください。また、書類に影が映ったり、余白に机などの関係ないものが映ったりしないようにしてください。
- (3)ファイル名は「学籍番号_氏名」としてください。(例:01234567_本郷太郎)

窓口提出先

本郷キャンパス学生支援センターM階(御殿下記念館横 最下階)

平日9:00~17:00

郵送提出先

〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1

東京大学本部奨学厚生課民間奨学金担当宛

注意点

- (1)締切日の消印有効ではありません。締切日の17時必着です。
- (2)出願書類は日本郵便のレターパックライト(レターパックプラスも可)によりご提出ください。レターパック以外の方法での送達による提出は認めません。
- (3)書類の受領確認の連絡はしませんので、追跡サービスによりご確認ください。
- (4)締切日の17時までには到着したかについては、追跡サービスにおける「お届け先にお届け済み」の状態発生日を基準に判断します。
- (5)出願書類は折らずに封入してください。
- (6)日本学生支援機構の奨学金や授業料免除に関する書類を同封することは禁止します。

(7)挨拶状などは封入せず、出願書類のみ入れること。

8 問合せ先

ご不明な点やご質問がある場合にはこちらにご連絡ください。

【メール】

本部奨学厚生課民間奨学金担当

syougaku.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

お問合せの際は学籍番号(発表されていない場合には進学先研究科等)と氏名を明記の上ご連絡ください。

【窓口】

本郷キャンパス学生支援センターM階（御殿下記念館横 最下階）

平日9:00~17:00

※学生証が既に交付されている場合は必ずお持ちください。

※急を要する場合にも内部選考を行う奨学金に関する場合はメールまたは窓口にてお問い合わせください。